

議事日程第3号

平成23年12月16日（金曜日） 午前9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の審議及び採決 12件

議案第43号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第44号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第45号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第46号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

議案第47号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第48号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 御嵩町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第51号 不動産の信託について

議案第52号 可児市道路線の認定の承諾について

議案第53号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について

発議第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項について

日程第3 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 2件

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山田 儀 雄
7番 加藤 保 郎	8番 伊崎 公 介	9番 植松 康 祐

10番 大 沢 まり子

11番 岡 本 隆 子

12番 佐 谷 時 繁

欠 席 議 員 （ な し ）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 邊 公 夫	副 町 長	竹 内 正 康
教 育 長	丹 羽 一 仁	総 務 部 長	鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長	瀨 瀨 久 美	建 設 部 長	松 岡 学 一
教育担当参事	安 藤 信 治	企 画 調 整 担 当 参 事	三 輪 康 典
総 務 課 長	田 中 康 文	企 画 課 長	加 藤 暢 彦
まちづくり課長	奥 村 悟	税 務 課 長	佐久間 英 明
住民環境課長	寺 本 公 行	保 険 長 寿 課 長	山 田 徹
福 祉 課 長	若 尾 要 司	農 林 課 長	植 松 和 徳
上下水道課長	亀 井 孝 年	建 設 課 長	伊左次 一 郎
学校教育課長	田 中 秀 典	生 涯 学 習 課 長	玉 木 幸 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議 会 事 務 局 書 記 渡 辺 一 直

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、藤木会計管理者ですが、御親族の御不幸がございまして、本日の会議は欠席との連絡がありましたので御報告します。

ここで、田中総務課長より発言を求められていますので、これを許します。

総務課長 田中康文君。

総務課長（田中康文君）

おはようございます。

お許しをいただきましたので、御嵩町一般会計補正予算（第4号）の20ページであります給与費明細書の数値に誤りがありましたので、その訂正につきまして御説明申し上げます。

お配りをさせていただきましたA4、1枚の正誤表をごらんください。

お手元の正誤表の色の濃くなっています網かけの部分が、今回訂正をさせていただく部分であります。訂正をさせていただく内容であります。補正の予算額に対しまして、給与費明細書のその他特別職の議員報酬の額が1,000円多い減額となっております。このため、補正後欄及び比較欄のその他特別職及び計の欄の額を、それぞれ1,000円増額する訂正をさせていただくものであります。

今回の数値の誤りにつきましては、補正予算の数値と給与費明細書の数値とのチェック漏れであります。まことに申しわけありませんでした。今後は補正数値と給与費明細書とのチェックはもとより、補正を行う各課から人数及び金額の報告を受けその数値とのチェックとあわせ二重チェックを行い、数値の誤りのない事務に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第4号）、給与費明細書の訂正について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

続いて、植松農林課長より発言を求められていますので、これを許します。

農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、御説明させていただきます。

本議会に提案しております議案第51号 不動産の信託についての資料、ページ28の森林経営信託仮契約書の内容について意見をいただきました第1条の信託の目的、第5条、信託土地に係る経営管理の方法、第6条、信託土地の瑕疵、第7条、委託者との協議、第10条、信託収益、第12条、森林に係る損失補償について、可茂森林組合と覚書を締結いたしましたので、追加資料とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。まことに申しわけございませんでした。以上でございます。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 加藤保郎君、8番 伊崎公介君の2名を指名いたします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第2、議案の審議及び採決を行います。

議案第43号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

補正予算書の19ページのところの、真ん中、諸支出金ですけれども、公営企業費で上水道未普及地解消事業出資金の方が、これは負担金補助及び交付金から投資及び出資金にかえられたということなんですけれども、水道会計の方はもともと出資金で処理していたと思いますが、そうすると水道会計の方に合わせて訂正されたというように解釈してよろしいでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

お答えいたします。

伊崎議員の御指摘のとおり、財政担当の方から御指摘がありましたので、私の方で課目の修正をさせていただきました。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

そうすると、補助金ではなくて出資金ということになると、利益が上がったりして後々返納されるようなことがあるのか、あるいは一般的な株式みたいな配当というものはないのか、その辺のところお聞かせください。

議長（谷口鈴男君）

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

お答えいたします。

今回の水道未普及地域の解消事業につきましては、もともと上水道企業会計の中では、収支の見通しがこれを全額工事費に、水道事業会計の中で工事費に充当すると、後々の経営に支障が出るということがございましたので、一般会計の方から応分の負担、工事費全額でございますが、こちらの方を御負担いただきまして、水道事業会計において経営を行うという観点でございまして、その観点におきまして、今回の金額につきましてはあくまでも出資金ということで、一般会計の方からこれだけ出資していただけるということでございまして、通例でございまして、公営企業会計における出資金というのは、本来返済の義務はないというふうに解釈をされていますので、あわせて御報告させていただきます。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

水道会計の14ページの……。

議長（谷口鈴男君）

議員に確認をいたしますが、現在は一般会計の補正予算でございまして、

2番（山口政治君）

すみません、また後ほど。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第44号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

国民健康保険会計なんですけど、今回、療養給付費が6,500万円ほど、高額療養費が1,600万円程度の増額ということで……。

議長（谷口鈴男君）

伊崎議員、マイクを立てて。

8番（伊崎公介君）

それではもう一度言いますが、療養給付費6,500万円程度の増額、これは補正予算書6ページですけれども、高額療養費が1,640万円程度の増額ということで、このほとんどが基金の取り崩し、そして、あと予備費からの変更ということで乗り切っておられるんですが、前々から国民健康保険会計については非常にかつかつでやってみえて、苦しい思いをされていると思う

んですが、何か一般会計の方で、何か事業の一つでも引き受けて、そしてもう少し、保険料の増額ばかりに目が行くんやなくて何かそういった方策がとれないのか、その辺のところ、町長の方がいいでしょうか、一言お願いしたいと思いますが。

議長（谷口鈴男君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

大変御心配をおかけしております。

ただ国保については、法定で一般会計とかも出せるに決まっております。全員が全員、国保ではありませんので、町民の中にはいろんな保険でおやりになっている部分がありますので、国保に入っている方々だけに大きな一般会計からの支出はあり得ないということでもあります。

こうした数値的に非常に悪くなってきたのは、後期高齢者医療制度入ってから、やはり大変苦しい数字になっている。もともと1億5,000万ぐらい、目標は2億ぐらいの基金を常に持っていたいということでやってはきておりますけれど、全国的に、岐阜県内でも昨年度は赤字を出した市町村がほとんどですので、まだ御嵩はいい方なのかなとは思いつついるんですけど、いずれ国保税の方の値上げも考えていかないと、法定のいわゆる支出だけでは賄えなくなるという状況が近づきつつあるというのは現実でありますので、これから皆さんにも御相談しながら、国保会計をいかにしていくかということについても答えを出してまいりたいと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

制度上の問題もあって、その辺のところも難しいところもあるかと思いますが、例えば今回計上されている補正予算書の7ページの出産育児一時金、こういったものも一般会計から63.5%まで繰り入れているわけですが、この健康保険会計の方で30%強負担しているわけですが、こういったもの、システムの問題があってできないのかもしれませんが、これは全額一般会計にするとか、あるいはことしの予算で葬祭費200万円が計上されておるんですが、こういったものとか、何か一般会計で救いの手を差し伸べてあげる道がないかと思って申し上げました。

回答はいいですが、とにかく次の介護保険特別会計もそうですが、何らか、一番弱い人のためのセーフティーネットですので、何とか保険料の値上げではなしに乗り切れる方法を探っていただきたいと思いましたので申し上げました。以上です。回答は要りませんのでよろしくお

願います。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第45号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採

決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第46号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

補正予算書の方の6ページ、不明水対策のことについてお尋ねをいたします。

この不明水対策ですけれども、今後何年ぐらいの予定で、どの地域をどのようにやっていけるのか簡単にお答えいただけますでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

私の方で不明水対策についてお答えさせていただきます。

不明水対策におきましては、本来の補助制度等がございますので、今考えておる計画によりますと、来年度におきまして下水道の長寿命化計画というのを策定いたします。その長寿命化計画を国の方で認めていただきますと補助金がつきますので、その補助金において2分の1の補助ということでございまして、2分の1につきましては当然一般財源が必要ということでございますので、5年間程度をもちまして、何とか不明水を解消したいというふうを考えております。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

私の方からは、今回受益者負担金の増額ということで、195万円の増額がなされていると思います。これは補正予算書ではっきりとは金額が出ているわけではないんですが、一般財源と

して98万5,000円、それからその他として、101万5,000円に分けられて財源処置がしてあるんですが、そののちをちょっと教えていただけませんか。

議長（谷口鈴男君）

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

お答えします。

確認をさせていただきたいんですが、受益者負担金につきましては、5ページの歳入の款01の分担金及び負担金の目の下水道受益者負担金、補正額195万円となっておりますが、後段のところの数値でございますが、記載の箇所を教えてくださいと思います。

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

先ほど質問された195万円の、これのいわゆる財源内訳の中で一般財源より98万、その他ということで2項目から成り立っておるがということですが、その内容がどこに記載されておるかということについて。

8番（伊崎公介君）

失礼しました。

補正予算書の4ページ、ここのところで歳出の方の01下水道事業費、それから02基金積立金、予備費と計上されておるんですが、その右側の補正額の財源内訳というところで、国庫支出金100万円の減額、それから地方債が950万円の増額、その他として101万5,000円、一般財源として93万5,000円なんですが、そのその他と一般財源を合わせると195万円になると思うんです。地方債の950万円は上段の収入のところ町債950万と記載されておりますから、ですから4ページの一番上の分担金及び負担金、これ受益者負担金の増額で195万円の増額があったという説明を受けたんですが、それが、その歳出の方でその他と一般財源、二つに分けられているという理由を教えてくださいという意味ですので、よろしくお願いします。

議長（谷口鈴男君）

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

私の方で御説明させていただきます。

下水道の工事でございますが、財源の内訳につきましては、工事費の5%を受益者負担金に充てるということが決められておりますので、今回工事費の増額が950万円ございますので、こちらの5%相当がその他の101万5,000円ということになりまして、残りの金額につきましては一般財源という解釈となるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君、よろしゅうございますか。

8番（伊崎公介君）

はい、わかりました。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第47号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 山口政治君。

2番（山口政治君）

収益的収入及び支出の14ページの13番、修繕費の370万ですが、これについては板良団地の修繕に使われたと伺っております。資本的収入及び支出の16ページ、節の材料費320万、これについても板良の配水管材料費としてあるんですが、これを分けてある理由を教えてくださいと思います。お願いします。

議長（谷口鈴男君）

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、予算書の14ページでございますが、修繕費の370万円の増額につきまして、施設修繕ということで、板良の9・20災害におけます修繕費400万円を計上させていただいています。こちらにつきましては、単年度で収支がわかるという3条予算の収益的収支ということでございまして、短期の修繕にかかる費用をこちらの方に計上させていただいております。

なお、16ページの材料費の320万ですが、同じく9・20災害の際に、この材料を実際使用したわけですが、今回この材料を資本として地下に埋設をいたしまして、本復旧と同様な形で使用させていただくということで、今後この9・20の際に仮設として引き込みました配水管を資本的に使用するために、あえて予算を分けさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第48号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第49号 御嵩町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号 御嵩町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第50号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第51号 不動産の信託についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

いただきました森林経営信託制度導入についてという資料の7ページ、参考資料、モデル林検証データというところなんですが、担当係長にお聞きしたんですが、明確な回答がいただけなかったものですかからお聞きしたいんですけど、ここで一番上の収入の部のところで補助金名の下、作業道補助金というものがありますが、標準事業費、それから補助対象事業費、これ同

額になっているんですけども、その欄の右から2番目、補助金234万円と。それで、その下の支出の部の、上から区分の4番目、小計になっているところなんですけれども、森林組合に委託した場合に234万円というのが計上されておるわけですが、これ経費が234万円。そうすると標準事業費、あるいは補助対象事業費の68%が補助金になるという収入の部の計算になるわけですが、実際に作業道にかかるのが補助金と同額だと。そうすると、これが実際の事業費だとしたら、これに68%掛けると恐らく150万程度になると思うんですが、それが本当の補助金ではないかという疑問がわくんですが。それか、もしくは標準事業費あるいは補助対象事業費の方に何らかの基準があってこの金額が決められていって、それによって234万円という金額が出てくるのか、そこを教えてくださいたいと思うんですが。

議長（谷口鈴男君）

農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

伊崎議員の質問にお答えをいたします。

この数値は、あくまでもモデル事業をやった場合で、森林組合さんにお任せしたらどの程度になるかという数値が出ておりますので、たまたま、この作業道補助金の補助金額234万と作業道開設の経費が同額になっておるということで解釈をお願いしたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

そうすると、この事業費自体が234万円で、事業費が234万円であれば補助率68%掛けていくと。そうすると補助金が150万円になってしまうのではないかという疑問が残るんですが、そこをところお答えいただきたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

お答えをいたします。

あくまでも、森林組合が請け負ったらどの程度になるかという試算でございますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

8 番（伊崎公介君）

少し納得できないところもありますが、そうすると補助対象事業費、これが何らかの計算方法があって、これに対する補助率68%で234万円が出てきておると。たまたま森林組合に見積もり出してもらったら234万円だったと。この補助金234万円はほとんどもらえるであろうという計算で、森林組合に出したら同じ金額でやってもらえたというように解釈してみえるというふうに判断していいわけですね。

議長（谷口鈴男君）

農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

そのとおりでございます。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

2 番 山口政治君。

2 番（山口政治君）

同じく今の資料の6ページですが、10年間の信託期間想定、2段目の100ヘクタール、100ヘクタールと3段目まですべて100ヘクタールになっているんですが、これは200ヘクタールをやる金額と、これはあくまでも100ずつ分けてやるんですかという部分が聞きたいのと、支出の部で間伐、見込み数量が100で単価が63万円、択伐の方が61万円になっているんですが、択伐は成熟した木であるはずなんで、間伐材の方が単価が高いというのがちょっと理解できないんですが教えてください。

議長（谷口鈴男君）

農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

この10年間の信託期間の想定の中で、面積100ヘクタールの数字で出した場合はどうなるかという試算でございますので、あくまでも100ヘクタールを信託して、だから収支はどうかという数値でございますので、それを参考をお願いをしたいと思います。

間伐と択伐の数値が、択伐の方が低いという金額でございますが、これにつきましては、実際の間伐は山全体の中でやっていく作業ですし、択伐はそういうことで……。

すみません、暫時休憩をお願いしたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

暫時休憩をいたします。

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

なお、質疑等における暫時休憩の場合は、再開時間を告知いたしませんので、そういう場合には議場で待機をお願いしたいというふうをお願いをしておきます。

それでは、農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

お待たせしました。

択伐の場合は、必要な分だけ切り取ってくるということで、あくまでもこの数値は県の標準単価を使っておりますので、間伐と比べて択伐は必要な分だけとして、作業は少しで済むということで数値が低くなっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

3 番 安藤雅子さん。

3 番（安藤雅子君）

申しわけありません。私、まだ勉強不足で、よく理解できているとは言えないんですが……。

議長（谷口鈴男君）

マイクを立てて。

3 番（安藤雅子君）

すみません。

私、まだ勉強不足で、よく理解できているとは言えないのですが、今回の信託は、全国 2 番目で新しい試みだということをお聞きしておりますけれども、十分な検証はできているのでしょうか。資料をいただいて説明を受けた限り、私は十分に理解ができなかったというか、十分に検討したというふうには思えなかったんですけど。よろしく願います。

議長（谷口鈴男君）

農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

確かに安藤議員の御指摘のとおり、全国で 2 番目の試みでございます。ただ、鳥取県雲南町さんが始められて、2 番目になっておりますけど、特に問題は起きていないということは聞いております。そして町としましても、信託制度はどうかということで随分議論をしましたが、

あくまでも信託をしますと予算を計上しなくてすむ、そして信託終了後は整備された山が返ってくる、そして災害に強い山になる、もしくは森林組合の努力によりましては収益が出るかもしれない、そういった点がメリットだと思います。

初めての試みでございますので、確かにいろんな問題が出てくるとは思いますけど、それにつきましては契約書の17条でございますが、定めのない事項ということで互いに疑問のあることは協議して進めていくということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

この間いただきましたこの覚書の方なんですけれども、ここのところの2条で、作業計画書等の提出及び進捗状況の報告という点が2条にありますけれども、御嵩町ではこの北山というのはオオタカやサシバはもちろんですけれども、国際保護連合の絶滅危惧、1B類に指定されているミゾゴイという非常に珍しいのがいるというふうに向っているんですけれども、こういったことに関しまして、御嵩町は希少種保護条例などもつくり積極的に環境保護を図りながら取り組んでいくという中で、この山への積極的な取り組みということで、まちづくり課との連携、どのようにとっていかれるのか、監視体制ということですね、御嵩町が指導的立場で主体的にこの森づくりに、丸投げするのではなく、いかにかわっていかれるのか、まちづくり課との連携の中で、環境アドバイザーとかマイスターという方がおられますけれども、そういった観点でいかに取り組んで行かれるのかということが1点、それからその監視体制の中で、第三者委員会のようなものを立ち上げて見ていくというようなお考えはあるのかなのか、その2点についてお尋ねをいたします。

議長（谷口鈴男君）

農林課長 植松和徳君。

農林課長（植松和徳君）

岡本議員の質問にお答えをいたします。

最初の環境面についてでございますけど、それにつきましては、まちづくり課と今後検討をしていきたいと考えております。それから、第三委員会を設置したらどうかということでございますが、今考えておりますのは、御嵩町の山林管理委員さんがお見えでございますので、そういった方に定期的に協議して現地確認などをしていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

環境アドバイザー、マイスターの方が積極的にこれまでも御嵩町の公共事業のときにはかかわってきて意見書等提出されておりましたけれども、そういったことについて、まちづくり課長いかがでしょうか。この件については。

議長（谷口鈴男君）

まちづくり課長 奥村悟君。

まちづくり課長（奥村 悟君）

新しい事業になれば、そういった環境保護という観点が必要でありますので、先ほど植松課長言いましたように、十分横の連携をとりまして進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[挙手する者あり]

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

今回、町有地236ヘクタール余りを森林組合に信託されることにつき、きょう提出された覚書によって、町有林の適正な管理及び森林資源の有効活用を図るというその目的が初めて示されたわけであります。その目的は我が町の800ヘクタールの町有林を維持・管理していく上で必要なものであり、町有林の保護・管理というものは欠くべからざる重要なものでありますから、そうした保護や管理・育成にはいささかも反対するものではありません。

ですが今回示された信託案は、9月定例時に総務委員会と全員協議会で簡単な説明があったと。それから3ヵ月が経過しております。その間、担当常任委員長である私にも、担当当局から説明をしたいという申し出がありましたので、全員協議会の場で説明してほしいというように申し出ておきました。ですが、その後、何の説明もなされぬまま、今定例会前の常任委員会、協議会と全員協議会において説明を受けたわけです。ところが、じゃあそこで協議がなされたかということ、契約書の内容に対する疑義や、配付された資料に対する疑義が続出するというあ

りさまで、十分に審議ができたとしても言えるものではありません。

そうした中で、きょうもいろんな質問が出ておりますが、議員の間でも疑問が解消されていないと。議員の中にも、このまま議決するのは時期尚早ではないかという意見も聞こえております。もう一つ、岡本議員が環境のことを言われておりましたけれども、契約期間終了後に、本当に、この資料の写真にあるようにきれいな森林が整備されているのか、あるいは本当に御嵩町にとって役に立たないようなものになっていっちゃっているのか、どうもこの契約書は、基本計画書、そういうものを見ても見えてこないわけです。監視体制もしっかりと期限を区切ってやっていくという形は覚書にもなっていなかったと思います。それで、担当部局が言われるように、本年度中に契約を結んで4月から事業を進めていきたいというのなら、なぜ議論が尽くせるような方法を講じていただけなかったかということが疑問なんです。なし崩し的に進めておることやで認めてちょうだいよというようなことではいかんと思います。そういうのが議会の習慣になるというのが一番いけないことだと思うんです。だから議決案件というのは、十分な審議を重ねた上で議決すべきものですから、なし崩し的に大丈夫やろうというようなことで議決すべきものではないと思います。

以上の理由をもちまして、本案件については反対をせざるを得ないという立場で討論を終えさせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

ただいま反対討論の発言がありました。

賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

確かに、伊崎議員の言われるように提出資料等不備が多かった点は否めないとは思いますが、私ども11月の終わりに現地へ入って見させていただいたところ、今の町有林の現状を見てみますと、9・20災害で地すべりがあったように、森林としての機能を果たさないような状況になっております。そんなような中で236ヘクタール、10年間で可茂森林組合が整備をするというところで、実際中切のモデル事業を実施した後も視察させていただきました。あのような適正な森林になれば、この共有林としての236ヘクタールも立派なものになってくるというふうな考えもあります。そこでこの議案に対しては、先ほど言われましたように、資料的には不備が多く、訂正をお願いし、適切なものにほとんどなってきました。まだ若干不備な点はありますが、現状では森林を守るという面からいって、私はこの議案に対して賛成をするものであります。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

私は反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどからの議論を伺っておりますと、やはり御嵩町がこの森、豊かな森にしていくために、そして子供たちにいい山を残していくためにということで、御努力いただいているということはおわかりますが、今回のいろいろな経過、伊崎議員も説明されましたように、ちょっと拙速ではなかったのかなということを非常に疑問に思っております。そして積極的にこの環境のまち御嵩ということで、積極的に森づくりにどうかかわっていくのかというところが、やはり不透明なところが多いので、今の段階ではこのことに反対せざるを得ないと考えております。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

12番 佐谷時繁君。

12番（佐谷時繁君）

私は賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど加藤議員も言われました。伊崎議員も言われました。今回のことについては、なかなか時間的なこともあって、完璧なものではなかった部分は否めないとは思っておりますけれども、国の政策に乗って68%の補助、それを原資としながら御嵩の自然を守っていくということ。御存じのように、御嵩の森は非常にオオタカ等々の希少動植物もありますので大事にしたいということを念頭に置きながら、ここの開発を、きちっとした開発を条例等に、附則もありますけれども、基づいてやっていくということが今回の基本になっていると考えております。

それから鳥根県の雲南市の方が、たしか私の記憶では平成18年ごろだったと思いますが、このような信託方式でゴーのサインを出し、きょう現在、私もこれは担当に確認しましたがけれども、スムーズにというか、何の支障もなくやっておるということでありますので、そこらあたり時々報告、時々じゃなくて毎年きちっとした報告をしていただき、必要であれば軌道修正しながら御嵩の森を守り、自然を守りということでやっていければというふうに思っております。このことによって環境が破壊されるということは、私は逆はないと思っています。みんなでウォッチングして監視するというようなことが御嵩の森を守り、自然を守り、環境のまち御嵩と

いうことにふさわしいというふうに思っておりますので賛成をいたします。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号 不動産の信託について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第52号 可児市道路線の認定の承諾についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「質疑ありません」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 可児市道路線の認定の承諾について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第53号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第53号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

発議第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項についてを議題とします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

実は発議第4号でありますけれども、ここの確認なんですけれども、提出者、伊崎さんの伊崎の「崎」の字ですけれども、きょういただきました民生文教常任委員会の、あの委員会の、あのとときの字「崎」と「崎」が両方使ってあるわけなんで、それで先ほど本人に聞いたんですけど、どちらも使ってみえるというようなことで、やはり議員の名前は一つなんで確認させていただきたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

これは正式な署名の確認でございますので、本人に確認でよろしゅうございますか。

〔挙手する者あり〕

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

先ほど確認したんですけれども、まさに8番 伊崎公介とあそこに名札が立っているんですけれども、僕あれが正しいと思っておりましたんですが、本人はどうも崎の字でもというようなことで、ただはっきりしておいた方がいいかなと思います。

議長（谷口鈴男君）

議会の方へ登録してある名称、これはこの議案書に載っておる方の、あそこの議席に書いてあるような形の公介という形をとっておりますが。

[挙手する者あり]

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

わかりました。ということであれば、きょう追加でこの後出てきます常任委員会の、閉会中の特定審査の調査の、総務委員会の委員長からの申出書の「崎」を同じように「崎」に訂正する必要があります。以上。

議長（谷口鈴男君）

ただいま御指摘の点につきましては、確認をして訂正をさせていただきたいと思いますので、ほかに。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「討論ありません」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査

議長（谷口鈴男君）

日程第3、常任委員会の閉会中の特定事件の調査について、総務建設産業常任委員会委員長、

民生文教常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特定事件の調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

なお、総務建設産業常任委員会は平成24年2月7日、8日に西宮市、宝塚市、民生文教常任委員会は平成24年2月1日、2日に伊豆の国市を予定しています。

お諮りします。

常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定についてに移ります。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（谷口鈴男君）

以上で、本定例会に提出されました案件はすべて終了しました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございます。

今回、定例会での一番争点というか論点になるであろうと予測しておりました森林信託の件ではありますが、賛成多数で可決をいただきました。あとは前に進んでいくということになるか

と思います。ただ、初めてに近い試みですので、全国で2番目ということでありまして、長年、4年間悩みに悩んだ結果、そこにたどり着いたということでもあります。

皆さんに視察いただいた整備された部分というのは、御嵩町は700万ほど出してあれだけの整備しかできなかつた、裏を返せばそういうことでもあります。今回財政的な負担を消費させることなくその手法が見つかったということで、全国的にも近隣にもアピールして、いい方法であるということ立証するのが我々の今度は責務になるかと思っております。そういう意味では、ほっとした正月がある意味送れるかなというふうに思っております。

議会の中の、特に委員長さんをお願いをしたいのは、私も議員をやってまいりましたのでわかりますけれど、説明が足りないであるとか議論の時間が足りないというのは、私は委員長さんが招集をかけていただければ、行政側はそれに応じますので、説明をもっとしろということであれば、指摘をしていただければどれだけでも時間をつくりたいと思っております。また、過去我々が先輩から習ってきた委員長心得のようなものが、そういう形で問題の本質を議論するのであって、時間が足りないというのは、これは行政の怠慢でもありますけれど、当然議会の方の手法も悪いということになるぞということをたたき込まれてきたわけでもあります。そういう意味では、まだまだこれから、我々も行政側としてしっかりと意識を持って臨まなくてはいけないという部分がございます。

今回大変申しわけなく思っておりますのは、いろんなミスプリントであるとか、数値の整合性に欠くような資料を皆さんにお渡ししたということは大変遺憾に思っております。3月には、いわゆる定例会で24年度の当初予算という審議になるわけではありますが、今皆さんの方に顔を向けている顔ぶれ、すべてチェックをする側にありますので、上程させていただいて説明するのは当たり前のことではありますが、書類上のチェックをするのも十分大変な仕事であります。これができていないということについては、いわゆる緊張感が足りないということでもありますので、3月定例会において予算審議をする際には、一人ひとりがどのような質問を受けても答えられる、ましてやお渡しする資料に誤りがあるてはいけないということで、今後そのチェック体制というものを、しっかりとしていけるようこの年末年始をかけてつくってまいりたいというふうに思っております。

平成23年という年は、あまりいい年ではございませんでしたけれど、これで一つ節目が来ます。24年、新たな年を迎えるに当たって、よりよい一年になればということを思いつつ、この12月定例会、閉会のごあいさつとさせていただきます。皆さん、本当にありがとうございます。よいお年をお迎えください。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これもちまして、平成23年御嵩町議会第4回定例会を閉会いたします。

この後10時30分から議員協議会を開催いたしますので、議員控室にお集まりください。御苦
労さまでした。

午前10時15分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員